

日本遺産「月の都 千曲」シンボルマーク使用の手引きについて

令和3年6月28日
千曲市日本遺産推進協議会

令和2年6月19日に文化庁から日本遺産「月の都 千曲 一姨捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」一」が認定され、千曲市日本遺産推進協議会では、日本遺産「月の都 千曲」をイメージする新たなシンボルマークを作成しました。日本遺産「月の都 千曲」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）は、市民をはじめ事業者や団体などの皆様に商品や地域活動に積極的に活用していただくことで、日本遺産「月の都 千曲」の普及啓発、広報、理解促進を図ることを目的としています。

つきましては、シンボルマークについて、以下のとおり使用基準を定めます。

1. 使用対象者

以下のいずれかに該当する場合を除き、下記の届け出を行うすべての者がシンボルマークを使用することができます。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (3) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (6) シンボルマーク及び「日本遺産 (Japan Heritage)」事業等のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (7) シンボルマークを改変して使用する場合
- (8) その他、会長が不相当と判断する場合

2. 使用の届出

シンボルマークを使用する者は、「日本遺産「月の都 千曲」シンボルマーク使用届出書（以下「届出書」という。）」に必要書類を添付して、日本遺産推進協議会長（以下「会長」という。）に提出してください。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、これを省略することができます。

- (1) 協議会及びその構成団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 構成文化財の所有者・管理者
- (4) その他、会長が必要と認めた場合

3. 使用料

シンボルマークの使用については、原則として無償とします。

4. 使用方法

シンボルマークの使用方法については、以下に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 日本遺産「月の都 千曲」シンボルマークの使用マニュアルの規程に沿って使用すること。
- (2) 届出書に記載した目的、期間、方法で使用すること。また、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに協議会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等使用の状況が確認できるものをもって替えることができます。

5. 使用の取消し

シンボルマークの使用がこの規程に反していると認められるときは、使用を取り消します。この場合、届出者は使用の取消処分に直ちに從ってください。

なお、協議会は、使用の取消処分によって、届出者に損害が生じても、その責めを負いません。

6. 事故、苦情等の処理

使用者は、シンボルマークの使用に伴い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者自らの責任のもとに誠意を持って適切な措置を講じてください。

なお、協議会は、シンボルマークの使用に伴う事故等について、その責めを負いません。

7. その他

上記のほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、協議会が別に定めます。